

町政70周年記念
キャッチフレーズ・ロゴマーク
使用ガイドライン



愛川町

令和7年1月1日

はじめに

このガイドラインは、町政70周年記念キャッチフレーズのロゴマーク(以下「70周年ロゴ」という。)の使用に関する基本ルールを定めたものです。

■町政70周年記念事業

愛川町は、令和7年1月15日に町政70周年を迎えます。

町では、この節目を契機として、愛川の歴史や文化、地域資源などの魅力を再認識する機会とするとともに、町民の皆さんと一緒にこの節目を祝い、あらためてこのまちへの愛着と誇りを醸成するため、様々な記念事業を実施してまいります。

キャッチフレーズ

ええ町やなあ 愛川70周年

※キャッチフレーズのみを使用する場合は、任意のフォントを使用可能です。

「ええ町やなあ」と「愛川70周年」の間は、1字分空ける又は改行します。

ええ町やなあ 愛川70周年
1字空ける

70周年ロゴ

使用者による再構成はできません。必ず、町から提供されるデータをご利用ください。



70周年ロゴの種類

■基本カラー



■モノクロ



- ここに指定する意匠表記以外の露出を認めないものとする。
- カラー原稿には、Aタイプを使用する。
アカ色：M100+Y100+K20% スミ色：K90%
- モノクロ原稿には、Bタイプを使用する。
スミ色のみ（K90%）
- 背景画に抜き合わせの場合は、Bタイプデータを使用し、白抜きで利用すること。
- その他適宜ドロップシャドウ等可読性を確保するよう努めること。

70周年ロゴに関する基本的な考え方

1. 使用料は**無料**です。
2. 町だけでなく、**町民や法人・団体の皆様**もお使いいただけます。
3. 70周年ロゴを使用する場合には、あらかじめ申請が必要です。ただし、次のいずれかに該当する場合は、申請は不要です。
 - (1) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。
 - (2) 個人が収益、不特定多数への頒布又は公表を目的とせず、自分自身や家族など限られた範囲で使用する時。
 - (3) 町立小・中学校が教育の目的で使用する時。
 - (4) 愛川町(町が構成団体となっている実行委員会等を含む。)が業務のために使用する時。

70周年ロゴの取扱い条件

1. 70周年ロゴのデータについて

愛川町ホームページより画像データ(png ファイル)をダウンロードして使用してください。ai ファイルが必要な方、インターネットが利用できない方については、愛川町役場政策秘書課までお問い合わせください。

2. 使用できない場合

以下の項目に該当する場合は、70周年ロゴの使用はできません。

- (1) 町の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 自己の商標若しくは意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人、団体、企業等の営利又は宣伝を目的とすると認めるとき。
- (6) 愛川町暴力団排除条例(平成 23 年愛川町条例第 16 号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者が関係していると認めるとき。
- (7) その他町長が使用について適当でないと認めるとき。

注意・禁止事項

- (1) 70周年ロゴに関する一切の権利は町に帰属します。
- (2) 第三者への70周年ロゴの再配布等、70周年ロゴの無断使用は禁止します。
- (3) デザインに一切の変更(変形・変更、加工、装飾等)は行わないでください。
※元データのサイズの拡大・縮小のみ可としますが、縦横比率は変更しないこと。

- × 比率を変えて拡大・縮小しないでください。



- × データの色を変更しないでください。



- × 70周年ロゴの上に別の文字やイラストを加えないでください。

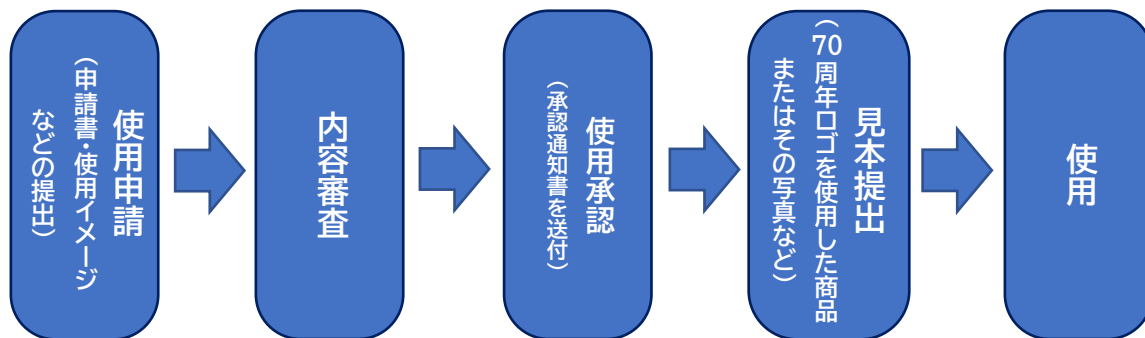


- × 視認できない背景色でのご使用はお控えください。



※ここに示した例のほか、著しく印象や視認性を損ねる使用を禁止します。

申請から使用までの流れ



その他の注意事項等

- 70周年ロゴに関する一切の権利は町に帰属します。
- 使用に関する要領に違反したときや、不正な手段により使用の承認を受けたときなどには70周年ロゴの使用ができなくなる場合があります。
- 使用者が70周年ロゴの使用によって生じる問題やトラブル等について、町は一切関知しません。また、70周年ロゴの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合においても、町は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負いません。

申請／問い合わせ先

使用に係る申請については、「町政70周年記念キャッチフレーズ・ロゴマークの使用に関する要領」に基づき、申請書に必要書類を添えてご提出ください。

なお、使用に際し、ご不明な点がございましたら、ご相談ください。

【問い合わせ先】

愛川町 総務部 政策秘書課

〒243-0392 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1

Tel:046-285-6924(8:30~17:15/平日のみ)

Fax:046-286-5021

メールアドレス:seisaku@town.aikawa.kanagawa.jp